

# 第2次東串良町地域福祉計画 (概要版)



令和7年3月

東串良町

# 1 地域福祉計画とは？

地域福祉計画は、改正社会福祉法(平成30年4月1日施行)に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉推進の在り方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定める計画です。

## 🌸 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年とします。ただし、取り巻く情勢の急激な変化及び町民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。



## 計画策定の背景

人口減少や少子高齢化が急速に進む中、地域福祉は大きな変化を迎えています。特に新型コロナウイルスの影響により、社会活動や経済活動が自粛されることで、住民同士のつながりが一層希薄化し、コミュニティの絆が弱まっています。

このような状況で、ひきこもりや8050問題といった複雑な課題も増加しており、地域における福祉の重要性がますます高まっています。

## 計画策定の趣旨

計画では、福祉サービスの充実や包括的な支援体制の構築を図りながら、地域住民が主体となった活動を支援することで、地域の活性化を促進することを目的としています。

具体的には、地域住民、地域団体、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア、行政などが相互に協力し合い、「自助」「互助」「共助」「公助」といった多様な支援の形を重層的に組み合わせ、地域の活性化を推進します。これにより、全ての町民が対象となる包括的な福祉の取り組みを実現し、地域全体で支え合う仕組みを構築します。

多角的なアプローチを通じて、生活困窮者やヤングケアラー、ひきこもりなどの課題にもしっかりと対応することで、全ての人が自分らしく活躍できる場を提供するなど、地域福祉の充実を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

「第2次東串良町地域福祉計画」は対象者を限定することなく、全ての町民を対象として、地域という視点を基盤に、分野共通の課題に焦点を当てて、高齢福祉分野、障害福祉分野、こども・子育て分野、その他の分野を横断的につなぎ、地域に係る全ての人と組織が相互に協力し、地域全体で支え合うための方針を定めるため、策定されました。

## 2 計画の基本的な考え方

### 🌸 基本理念

本計画は、東串良町総合振興計画を上位計画としており、その基本理念である「個性豊かな活力あるまち」を実現していくため、福祉分野における将来目標の「健康で生きがいとふれあいのあるまちづくり」を基本理念とします。



## 健康で生きがいとふれあいのあるまちづくり

### 🌸 基本的方向性

基本理念の実現のために、3つの柱に基づき施策を展開します。

#### 1 安心して暮らせる社会づくり

誰もが個性と能力を発揮し、活躍できるよう、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、支援を要する方々に対する福祉サービスの充実を図ります。また、サービスの質の向上や、権利擁護、災害時の支援などに取り組みます。

#### 2 福祉を支える担い手づくり

地域における多様な福祉ニーズに対応するため、介護職員や保育士など、各分野の福祉サービスを担う人材の確保・定着やサービスの向上を図るための、人材育成に取り組みます。また、地域住民などの福祉活動への参加促進や、地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの育成、NPOの活動支援を行います。

#### 3 地域福祉推進の体制づくり

地域の中で一人暮らしの高齢者など支援を要する方々が孤立することなく、公的なサービスや地域の支え合い活動による支援を受けられるよう、住民が主体的に生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するとともに、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応した包括的な相談・支援体制の整備を進めます。

基本理念、基本的方向性のもとで、11の基本施策に取り組みます。

基本理念

健康で生きがいとふれあいのあるまちづくり

### 基本的方向性1 安心して暮らせる社会づくり

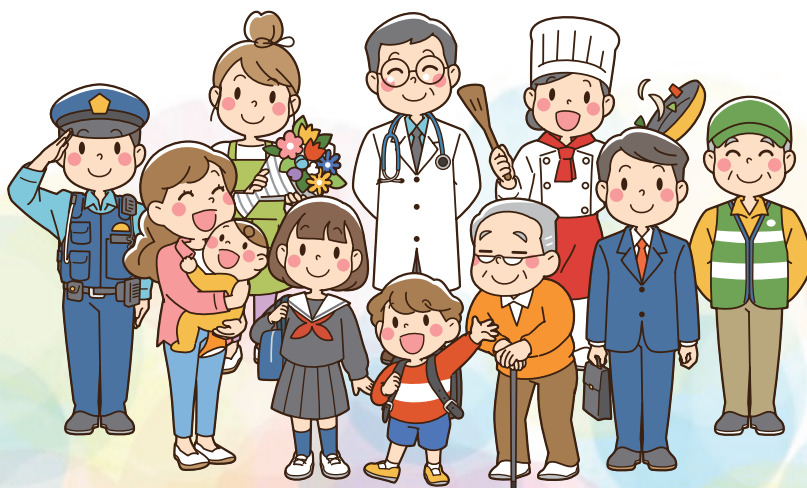
- (1) 高齢者・障がい者・子育て等に対する支援
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 福祉サービスの質の向上
- (5) 福祉のまちづくりの推進
- (6) 地域福祉の充実に向けた各福祉分野が連携した取組の推進
- (7) その他
  - 就労支援
  - 自殺対策
  - 居住支援
  - 犯罪を犯した者の社会復帰支援
  - 地域防災力の強化

### 基本的方向性2 福祉を支える担い手づくり

- (1) 地域住民等の福祉活動への参加促進
- (2) 福祉人材の確保・育成の推進

### 基本的方向性3 地域福祉推進の体制づくり

- (1) 包括的な支援体制の構築
- (2) 社会福祉協議会等との連携



## 3 自殺対策への取組み

### 1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策の推進

「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があるため、自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」を推進します。

### 2 関連機関の施策との有機的な連携による総合的な取組の推進

さまざまな悩みを抱えた人が何とかたどり着いた相談先で、確実に必要な支援につながるができるよう、各分野の支援機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、互いに有機的な連携を深めます。また、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高め、誰もが住み慣れた地域で、適切な支援を受けられる地域社会づくりを進めます。

### 3 対応のレベルと段階に応じた、さまざまな施策を効果的に連動

自殺のリスクを抱えた個々人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」、この3つのレベルにおける施策を、総合的に推進します。

また、時系列的な対応の段階として、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」、この3つの段階においても、同様に施策を推進します。

### 4 自殺対策における実践的な取組と啓発の両輪での推進

当事者へのさまざまな支援策を展開し、支援関係者との連携を図るなどの実践的な取組と、自殺に対する基本的な理解や、危機に陥った人の心情や背景への理解を進め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるという認識の周知・啓発を両輪として推進します。

### 5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連動・協働した取組

町だけでなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、町民が連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していくために、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、その情報を共有した上で、相互の連携・協働できる仕組みを構築します。

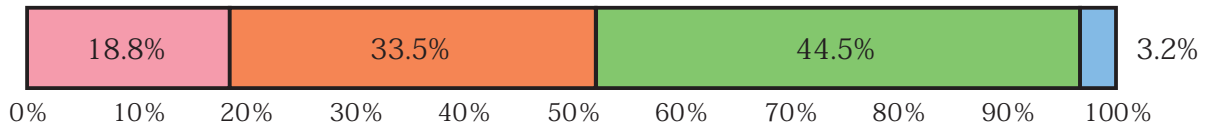
## ✿ 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神上的の障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

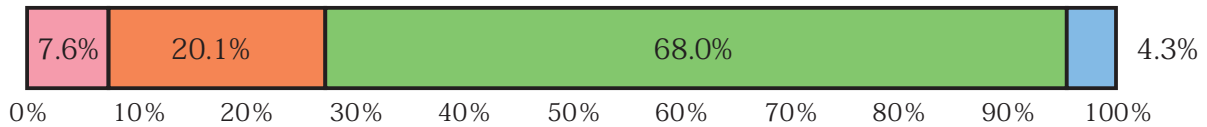
## ✿ 町民アンケート結果

アンケート結果では、「事業（活動）内容は知らない」と「知らない」を合わせた割合は、成年後見制度が47.7%、おおすみ地域成年後見センターが72.3%となっています。

### 成年後見制度の認知度



### おおすみ地域成年後見センターの認知度



名前を知っており、事業（活動）内容も知っている
  知らない

名前を知っているが、事業（活動）内容は知らない
  無回答

## ✿ 施策の展開

本町を取り巻く社会情勢の変化や、ニーズ調査の取組によって見えてきた現状などを踏まえ、次の2つの基本施策を掲げ、実効性のある施策の展開に取り組みます。

### 1 地域で支える体制づくり

- (1) 地域連携ネットワークの構築
- (2) 中核機関（成年後見センター）の整備

### 2 安心して暮らせる地域づくり

- (1) 見守り体制の整備
- (2) 成年後見制度の啓発と周知
- (3) 予防的活用の促進
- (4) 成年後見制度利用支援事業の充実
- (5) 成年後見人等担い手の確保と支援



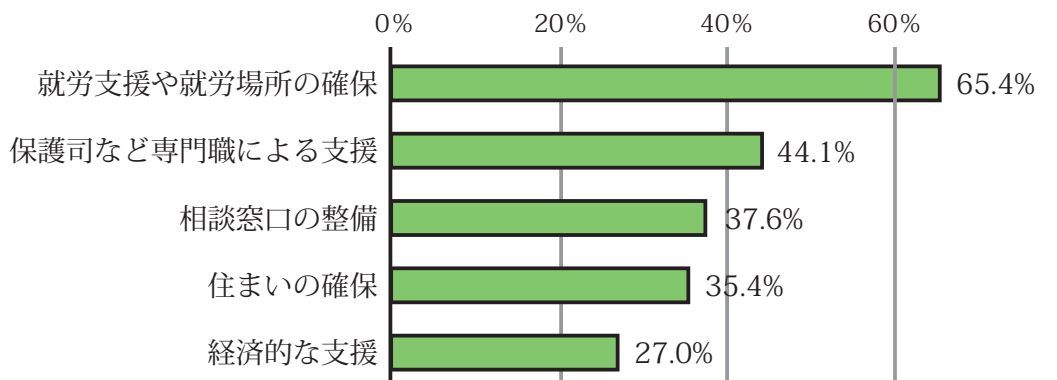
## 🌸 「再犯防止の取組」とは

本町において、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、関係機関や団体と連携を図りながら、犯罪や非行をした人が地域で孤立することを防ぎ、再び地域社会の一員となることにより、町民の犯罪被害を防止する取組です。

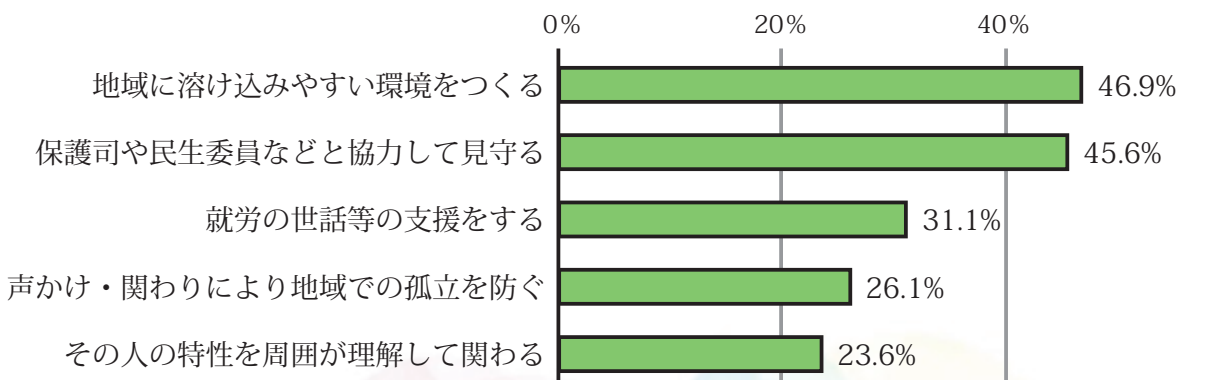
## 🌸 町民アンケート結果

アンケート結果では、犯罪や非行をした人の「地域に戻る場合に必要な再犯防止支援」では、「就労支援や就労場所の確保」が65.4%、「社会復帰を支えるために地域や周囲の人ができる支援」では、「地域に溶け込みやすい環境をつくる」が46.9%となっています。

### 犯罪や非行をした人が地域に戻る場合に必要な再犯防止支援



### 犯罪や非行をした人の社会復帰を支えるために地域や周囲の人ができる支援



## 🌸 施策の展開

犯罪や非行をした人の立ち直りを支援するために、以下の3つの取組を重点的に推進します。

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 関係団体との連携強化及び行政・福祉サービスの提供

## 6 身寄りがない方への支援

### ❁ 「身寄り問題」とは

近年、親族が全く存在しない方や、核家族等の増加などにより、親や家族といった親族や近隣住民に頼ることができない方が増えています。その結果、身寄りがない方（関係性上頼れない人も含む）が増加し、今後も増え続けると予測されています。

身寄りがないことにより、「入院・入所等の連帯保証」「医療同意」「金銭管理」「死後対応」など様々な場面において不便が生じており、このような問題を「身寄り問題」と呼んでいます。

### ❁ 施策の展開

3つの課題に対するそれぞれの取組を通して、身寄りがない方への支援について、施策の展開に取り組めます。

- (1) ガイドラインの策定
- (2) 関係機関との連携強化
- (3) 「身寄り問題」に関する広報や啓発

## 7 計画の推進体制

本計画で定める各種施策の推進については、実効性を高めるため、計画に基づく取組の実施状況を検証し、計画の進捗状況を把握します。こうした推進の仕組みとして、計画、実行、点検（評価）、見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取組の推進を図ります。



第2次東串良町地域福祉計画 概要版  
令和7年3月  
鹿児島県東串良町福祉課

〒893-1693  
鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543  
TEL : 0994-63-3131 (代表)  
FAX : 0994-63-3138  
<http://www.higashikushira.com/>